

スマート農業実装支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 本事業は、高効率で高収益なスマート農業の普及により農業者の所得向上や農業産出額の向上を図り「稼げる農業」を実現するため、スマート農業機器等の導入事業（以下「補助事業」という。）に対して、福島市補助金等の交付に関する規則（平成14年3月29日規則第20号）（以下「規則」という。）及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより、スマート農業実装支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付する。

(補助事業期間)

第2条 補助事業の期間は、単年度とする。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 補助金交付の対象となる経費及び補助額等は別表に定めるものとする。

(補助事業の要件)

第4条 補助事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 導入場所が福島市内の用地である事業。なお、移動利用が可能なスマート農業設備等にあつては、主に利用する用地が福島市内の用地であること。
- (2) 国及び県等の助成事業（以下「国県等助成事業」という。）を受ける場合は、補助対象経費から国県等助成事業の額を差し引いた額を算定の基礎とする。
- (3) 次のいずれかに該当するものは交付対象としない。
 - ① 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業
 - ② 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業

(補助対象事業者の要件)

第5条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を置く販売農業者、農業法人又は販売農業者3戸以上で構成された農業者団体（以下「農業者団体」という。）
- (2) 福島市のスマート農業普及に係る広報に協力できること

2 前項第1号に規定する農業者団体は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 代表者の定めがあること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件

(交付申請)

第6条 要件を満たし、補助金の交付を受けようとする者は、規則第23条の規定により規則第4条第1項に定める補助金等交付申請書に代えて、福島市農業振興事業補助金等交付申請書（様式ア）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請にあつては、規則第4条第2項の規定により規則第4条第1項各号に定める書類の一部を省略して行うものとする。

3 補助金の申請は、補助対象事業者あたり各年度1回限りとする。

(変更等の申請)

第7条 規則第5条により交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）が、規則第9条に基づき承認を受けようとする場合は、規則第23条の規定により、規則第9条第1項に定める補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書に代えて、福島市農業振興事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式イ）を提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定事業者は補助事業が完了したときは、規則第23条の規定により、規則第14条第1項に定める補助事業等実績報告書に代えて、福島市農業振興事業実績報告書（様式ウ）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 交付決定事業者は額が確定された後は、規則第23条の規定により、規則17条第2項に定める補助金等交付請求書に代えて、福島市農業振興補助金等交付請求書（様式工）を提出しなければならない。

(重複受給)

第10条 この補助金は、本市における他の補助金と重複して受けられないものとする。ただし、国・県等その他公的機関が助成する他の制度（補助金・委託費等）との併用は、その趣旨の範囲内で認めることとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月26日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>補助対象 経費</p>	<p>(1)農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（令和6年法律第63号）第2条第1項に定める「スマート農業技術」を用いた機器等（※）の購入費及び設置費 (※) 以下の①～③すべてに当てはまるもの ①農業機械、農業用ソフトウェアに組み込まれる遠隔操作、自動制御、その他の情報通信技術を用いた技術 ②農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させる技術 ③農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させる技術 (2)その他市長が認める機器等</p>
<p>補助率 及び 補助額</p>	<p>(1) 認定農業者、認定新規就農者及び農業者3戸以上で構成する農業者団体 ※認定農業者以外の法人の場合、3戸以上の農家から利用権の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行っていること ・補助対象経費の2分の1以内、上限100万円 ・ただし、「情報端末等を使用して統合的に集中管理する多種の農業用機械及びシステム（環境制御システム等）」を導入する場合は上限150万円 (2) 上記以外の販売農業者 ・補助対象経費の3分の1以内、上限50万円 ・ただし、「情報端末等を使用して統合的に集中管理する多種の農業用機械及びシステム（環境制御システム等）」を導入する場合は上限100万円</p>

【備考】

- 1 全て補助事業の実施に直接要する経費に限る。
- 2 補助金額は事業費に本表の補助率を乗じた額（千円未満切捨て）と補助金額の上限額のいずれか低い方を限度とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。
 - (1) リース料、通信料、講習費（スマート農機の操作に必要な資格等の取得費用を含む）、メンテナンス費、システム等の月額、年額利用料及び保険料等
 - (2) 補助対象事業として内容及び費用等を明確に特定することが困難な経費（補助事業のみに用途を特定できない装置及び機械の購入費等）
 - (3) 購入に係る帳簿類（見積書、納品書、領収書及び振込控等）や、取得財産等の実物を確認できない経費
 - (4) 事業期間内に発注から支払いまでの手続きが完了しない経費
 - (5) その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費